農地の埋立ては届け出を

「農地の埋立てに関する指導要綱」を制定

最近農地の埋立工事が多くなりとのため種々の問題が起っています。

市農業委員会では「農地の埋立てに関する指導要綱」を定め、昭和五十四年五月一日から実施しています。

土地は、農業にとって生産手段であり、生活のよりどころです。それは、祖先から引き継いできた尊い土地であると共に、自然を守る礎でもあります。緑の少なくなってきている草加市においては特に農地を大切にしましょう。

なお、農地の埋立、盛り土については、周辺の道路、水路等に被害を及ぼさないよう、また、周辺住民に迷惑を与えないよう、次のことに注意のうえ、事前に届出を済ませてから工事に着手してください。農地を無断で農地以外のものにしたり、無断で埋立てすることは止めましょう。必ず農業委員会に届出しましょう。

くわしくは、市農業委員会までどうぞ。☎㉒〇一五一内線三一〇

農地埋立指導要綱細目は、次のとおりです。（難守事項）

①工事期間は、原則として三か月以内とする。

②工事区域周辺の住民に迷惑となる騒音、振動、道路、水路の汚損の防止に努める。

③工事周辺の建物、工作物、農作物等を損傷しないよう注意する。

④工事周辺の道路、水路等の機能を阻害しないこと。

⑤工事区域での夜間作業及び屋外燃焼行為を行わないこと。

⑥工事請負者は、住所、氏名（法人にあっては事務所の位置名称）及び電話番号、工事期間を記載した立札（五十平方センチメートル）を区域の出入口付近に掲出すること。

⑦工事区域の周囲と道路、水路との境界は一メートル後退すると共に土砂等の飛散や流失がないよう努めること。

⑧土砂等が乾燥しているときは、散水等行い飛散を防止する他、路面清掃に留意すること。

⑨盛土の堆積は、原則として周囲の道路と同じ高さとする。

⑩道路、水路、工作物等の損傷をしたときは、速やかに責任をもって原形に修復すること。

⑪客土等については届出はいりません。

⑫その他

▽作業時間は原則として午前八時～午後五時までとする。

▽工事着工は届出書受理後行うこと。

▽特定建設作業については、市公害課の指導を受けてください。

▽届出書は農業委員会に用意してあります。

田を畑に埋立盛土する場合

例1

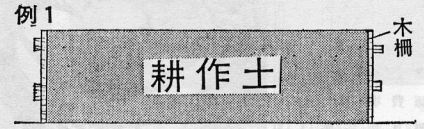

例2

道路・水路との境界は1m後退すること。

市民農園を開設

利用者を募集

都市化が進んできますとどうしても自然とのふれあいが少なくなってきます。

市では、農業者の協力を得て、昭和五十三年度四か所の市民農園を開設しましたところ大変好評でしたので、今年度も草加と遊馬町に開設することになりました。

この機会に野菜づくりの楽しさと収穫の喜びを味わってみませんか。募集要領は次のとおりです。

設置個所及び区画数

①草加一―一二〇―二〇（二十区画）

②遊馬町六九二―一他（四十区画）

区画面積　一区画十六・五㎡（約五坪）

利用期間　一か年（契約更新により延長可）

利用料　三千円（一年間）

申込　五月十五日までに市役所商工産業課まで申し込んでください。ただし、希望者が区画数に達し次第締切ります。

※なお、種子、苗、肥料、農具等は利用者負担となりますので、ご用意ください。

くわしくは、市役所商工産業課までどうぞ。☎㉒〇一五一内線三一七

草加市　新境界が確定

四月から新地番に

草加市と八潮市の新境界が確定しました。

これは、草加市と八潮市が稲荷町土地区画整理事業及び稲荷伊草第一土地区画整理事業の施行に伴い、両事業区域内に入り組んでいる境界や飛び地を整理し、行政の効率的な運用を図るため、境界変更の手続きを進めてきたものです。

市では、区域のみなさんのご理解、ご協力を得るなかで、市議会の議決を経て、県に申請していましたが、去る三月二十八日付で、自治大臣の告示がなされ、四月一日から両市の新しい境界が確定しました。

この境界変更により、草加市稲荷町の一部一万五千六百八十二平方メートルが八潮市に、八潮市大字伊草、大字小作田等の一部一万五千九百四十八・〇八平方メートルが草加市に編入されました。

これに伴い編入された区域の新しい地番は、次のとおりです。

草加市に編入された区域の新地番

八潮市で使用されていた大字、字及び地番をそのまま使用します。例（旧）八潮市大字伊草字葛西井堀西四四四の三（新）草加市大字伊草字葛西井堀西四四四の三

八潮市に編入された区域の新地番

（旧）草加市稲荷町字下根通二九七の一、二九七の三～十三二九八の一・五　六、二九九の二、三六八の二・四、三六九の一～三七〇～三八二、三八九の一～三九八の二、三九九の一～四〇七二、四〇八の一～四一六の三、四一七の三・四・六、四二〇の二・三

（新）八潮市大字南後谷字下根通（地番は旧地番に千番を加えたものになります。例えば、草加市稲荷町字下根通二九七の一の新住所は、八潮市大字南後谷字下根通一二九七の一となります。）

（旧）草加市稲荷町字下根通三八二の一～三八四の二

（新）八潮市大字松之木字下根通（地番は右に同じ）

（旧）草加市稲荷町字下根通三八五の一～三八八の二、七九〇の一、七九一、七九二の二、七九九の二・三・五・六、八〇〇の一～七、字九反田五三五の二、五三七の一、五三八の二

（新）八潮市大字伊草字下根通（地番は右に同じ）

草加市に編入された区域の新地番

姉妹都市協会に加入しませんか

あなたも、国際姉妹都市協会へ加入して、国際親善に一役買ってみませんか。同協会は文化、教育、スポーツ、産業等を通じて、外国の人々と交流し、国際親善を深めるために設立された組織で、現在会員を募集しています。草加市内に在住在勤の方であれば個人、団体、法人を問わず会員になれます。

申し込みは、ハガキまたは電話でどうぞ。ハガキで申し込まれる方は住所、電話番号、氏名、年齢、個人、団体、法人の別を明記のうえ、草加市高砂一―一―一、草加市役所秘書広報課までどうぞ。☎㉒〇一五一内線二四〇

なお、会費につきましては協会規約が設立総会において承認されませんと決定しませんが、規約案によれば個人千円、団体一口三千円、法人一口一万円（いずれも年額で団体、法人は何口でも加入できます）となります。会費は総会後、あらためて徴収します。

草加市国際姉妹都市協会への入会申込みと問合せは市役所秘書広報課までどうぞ。☎㉒〇一五一内線二四〇

防犯灯の設置は要望書の提出を

市では、五十四年度事業として二十ワット防犯灯を五十基計画しています。公道において夜間暗く犯罪の発生するおそれのある場所または、市街地の裏通り、住宅地で防犯灯が必要と思われる場所がありましたら五月三十一日までに市役所市民安全課まで要望書を提出してください。

なお、設置の決定は、要望に基づき、現場調査をしたうえで必要度に応じて設置していきます。

また、皆さんの地域で玉切れ等修理を要する市所有の防犯灯がありましたら市民安全課までご連絡ください。その際は設置されている位置を明確にご連絡くださるようお願いします。

くわしくは、市役所市民安全課までどうぞ。☎㉒〇一五一内線四六八

人事異動

市役所では、五月一日付で人事異動が行われました。（カッコ内は旧職名）

○秘書広報課長　小沼九二昭（教育委員会庶務課長）　○草加文化会館出向　星野仁三郎（教育委員会中央公民館長）　○資産税課長兼土地係長　大山栄治（資産税課土地係長）　○社会福祉課長　秋元達雄（市民安全課長）　○環境衛生課長　白井一義（教育委員会図書館長）　○市民安全課長　会田時雄（草加文化会館）　○同和対策室長　小岩井治（資産税課長）　○市立病院庶務課長兼庶務係長　浅見亥（同和対策室長）　○教育委員会庶務課長　関根耕誠（市立病院庶務課長兼庶務係長）　○同体育課長　青木国勝（社会福祉課長）　○同体育月長兼市民体育館長　（利根川英幸（同社会体育課長兼市民体育館長）　○同図書館長　高山憲司（同社会教育課専門員兼柿木公民館長）　○水道部庶務課長　小野寺清（同企画財政課長）　○同工務課長　関根　洋平（同庶務課検査係長）

行政相談委員四人を再委嘱

昭和五十四年四月一日付けをもって、次の四人の方が行政管理庁長官から行政相談委員に再委嘱されました。行政相談委員は国、県市町村などが行っている行政全般について、住民の皆さんから苦情や要望、意見などをお聞きする制度で、相談は無料、秘密は固く守られます。

浅井五十雄　八幡町一一九七

矢崎庚子　谷塚町一二六―一八

浅古正三　高砂一―一―二二

沼田洋子　吉町三一六―四六

（敬称略、順不同）

行政相談委員に関する問合せは市役所秘書広報課広聴係までどうぞ。☎㉒〇一五一内線二四〇